

第8章 災害復旧計画

第1節 災害原因調査

特別防災区域に係る災害が発生した場合の災害原因調査については、関係行政機関の調査によるほか、特に必要がある場合には、防災本部に防災関係機関及び学識経験者をもって構成する災害調査部会等を設置し、調査するものとする。

第2節 改善計画

災害調査部会等が設置された場合における当該災害発生事業所に対する改善指示については、関係行政機関は、相互に密接な連絡を保ちながら、同部会の調査結果及び諮問内容を勘案し、所管法令に基き適切な改善指示を行うものとする。

また、事業再開に際しては、同部会の安全性の確認を得た後、使用停止命令の解除等の行政措置をとるものとする。

第3節 公共施設の災害復旧計画

特別防災区域に係る災害により被害を受けた公共施設の管理者は、速やかに応急復旧を実施するとともに、各種法令の規定により、災害復旧計画を策定し、工事を短期間に完了するよう努めるものとする。

なお、災害復旧に当たっては、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行う等施設の向上を配慮するものとする。